

- 1 ドイツでは、1949年に死刑が廃止され、最高刑は終身刑（終身自由刑）となりました。同国は、もともと有期刑のみに仮釈放制度を定めていたため、終身刑には仮釈放制度がありませんでした。しかし、死刑が廃止されて終身刑の存在感が増すと、釈放の望みのない終身刑には問題があるとの認識が広がり、恩赦制度が積極的に適用されるようになりました。
- 2 その後の1977年、ドイツ連邦憲法裁判所は、終身刑の憲法適合性について次のように判示しました。すなわち、「終身自由刑の憲法適合性の審査に際しては、…有罪被宣告者が、後の時点で再び自由を獲得できる、具体的でかつ原則的にも現実になりうるそのような機会を有している場合に限って、人間の尊厳に則した終身自由刑の執行が保証される…。なぜなら、有罪被宣告者が、人格性の発展にもかかわらず、自らの自由を再び獲得するといういかなる期待をも断念しなければならない場合、人間の尊厳の核心が侵害されるからである。終身自由刑の執行を人格の尊厳の理解に基づいて何とか耐えられ得るものにするこの保証を、憲法上の要請に相応するように保全するためには、恩赦の制度だけでは十分でない。」
- 3 この憲法裁判所の判断を受けてドイツ連邦政府・連邦議会は、1981年に刑法を改正して終身刑に仮釈放制度を導入しました。その具体的な要件は、①15年の刑の執行、②有罪を言い渡された者の責任の特別な重大性がさらなる執行を要請しないこと、③再犯のおそれに関する良好な予測、④受刑者本人の同意、とされています。仮釈放期間は5年間で、その期間に取り消されることがなければ刑の免除を受けられません（日本の無期刑受刑者は、仮釈放されても生涯保護観察に付されます）。

仮釈放の審理は受刑者の申請によっても開始され、職業裁判官3人の合議体で審理されます。そこでは、国選弁護人が必須とされ、即時抗告による不服申立ても可能です（日本の仮釈放制度では受刑者に何らの権利もなく、仮釈放を認めない行政判断に対する不服申立てもできません）。

手元に統計のある2002年から2010年までの9年間にドイツでは408名の終身刑受刑者が仮釈放され、その平均受刑期間は約17年です（日本では、2008年から2017年までの10年間に仮釈放が許可された無期刑受刑者はのべ84人で、その平均受刑期間は30年以上です）。
- 4 本年5月22日、中央大学の只木誠教授をお招きして「死刑廃止と終身刑導入の関係」と題する講演会を開催しました。只木教授によると、①ドイツの終身刑受刑者は2017年時点で約2400人（日本は約1800人）、仮釈放されるのはそのうち5～6%（日本では1%未満）ということです。さらに、②同国には「帰休制度」という、受刑者が社会適応能力を失わないために原則として年21日間の自宅等への「帰休」を認める制度があり、終身刑の場合は受刑期間が10年を過ぎると認められるとのことでした。

ドイツの終身刑受刑者の実情と日本の無期刑受刑者の現状とを比較すると、受刑を強いられる諸個人の尊厳や人格に対する理解や認識の点で両国間には大きな隔たりのあることがわかります。

【参考文献】

- ・『いま死刑制度を考える』井田良・太田達也編 2014年慶應義塾大学出版会
- ・『ドイツの憲法判例（第2版）』ドイツ憲法判例研究会編 2003年信山社
- ・2019年5月22日 埼玉弁護士会主催 只木誠教授講演会速記録